

別添 1

湖沼特定事業場のCODに係る汚濁負荷量の規制基準計算書

(1) 1号式

$$\boxed{}_{\text{(L)}} \text{ kg/日} = 10.8 \times \boxed{}_{\text{(Q)}}^{0.98} \text{ m}^3/\text{日} \times 10^{-3}$$

(2) 2号式

$$\begin{aligned} \boxed{}_{\text{(L)}} \text{ kg/日} = & \left\{ 10.8 \times \boxed{}_{\text{(Q)}}^{0.98-1} \text{ m}^3/\text{日} \times \left(\boxed{}_{\text{(Q)}} \text{ m}^3/\text{日} - \boxed{}_{\text{(Q}_0)} \text{ m}^3/\text{日} \right) \right. \\ & \left. + \boxed{}_{\text{(C)}} \text{ mg/l} \times \boxed{}_{\text{(Q}_0)} \text{ m}^3/\text{日} \right\} \times 10^{-3} \end{aligned}$$

※ $\boxed{}_{\text{(Q}_0)}$ ……施行日直前の届出の最大排水量，将来の変更時にも使用する基本数字です。

$$\text{規制基準 (L)} = \boxed{} \text{ kg/日}$$

注1 1号式か2号式の確認をし，該当する式の番号を○で囲んで下さい。

(規制基準の適用日：昭和62年9月1日)

- 2 式の $\boxed{}$ に該当する数字を記入して計算して下さい。
- 3 本用紙は特定施設設置届出書等の添付資料の別紙4に後に挿入して下さい。
- 4 規制基準(L)と水濁法の届出の汚濁負荷量(L')の比較

$$\boxed{}_{\text{届出のCODの汚染状態の最大濃度}} \text{ mg/l} \times \boxed{}_{\text{届出の最大排水量}} \text{ m}^3/\text{日} \times 10^{-3} = \boxed{}_{\text{汚濁負荷量}} \text{ kg/日}$$

$$L \boxed{}_{\text{規制基準}} \text{ kg/日} \geq L' \boxed{}_{\text{汚濁負荷量}} \text{ kg/日}$$

別添2

湖沼特定事業場の窒素含有量に係る汚濁負荷量の規制基準計算書

(1) 1号式

$$\boxed{} \text{ kg/日} = \boxed{} \times \boxed{}^{\text{(b)}} \text{ m}^3/\text{日} \times 10^{-3}$$

(L) (a) (Q)

(2) 2号式

$$\boxed{} \text{ kg/日} = \left\{ \boxed{} \times \boxed{}^{\text{(b)}} \text{ m}^3/\text{日} \times \left(\boxed{} \text{ m}^3/\text{日} - \boxed{} \text{ m}^3/\text{日} \right) \right. \\ \left. + \boxed{} \text{ mg/l} \times \boxed{} \text{ m}^3/\text{日} \right\} \times 10^{-3}$$

(L) (a) (Q) (Q) (Q₀)

(C) (Q₀)

※ $\boxed{}$ …… 施行日直前の届出の最大排水量，将来の変更時にも使用する基本数字です。
(Q₀)

$$\text{規制基準 (L)} = \boxed{} \text{ kg/日}$$

注1 1号式か2号式の確認をし，該当する式の番号を○で囲んで下さい。

(規制基準の適用日：平成4年9月1日)

- 2 式の $\boxed{}$ に該当する数字を記入して計算して下さい。
- 3 本用紙は特定施設設置届出書等の添付資料の別紙4に後に挿入して下さい。
- 4 規制基準 (L) と水濁法の届出の汚濁負荷量 (L') の比較

$$\boxed{} \text{ mg/l} \times \boxed{} \text{ m}^3/\text{日} \times 10^{-3} = \boxed{} \text{ kg/日}$$

届出の T-N の汚染 届出の最大排水量 汚濁負荷量

状態の最大濃度

$$L \boxed{} \text{ kg/日} \geq L' \boxed{} \text{ kg/日}$$

規制基準 汚濁負荷量

5 2号式により算出する場合で，規制基準適用（施行）の際，日平均排水量が 500m³ 以上であった事業所が基準適用後に日平均排水量を 500m³ 未満に変更するときは，「規制基準適用（施行）の際における汚濁負荷量 (L₀) 」との比較

$$L \boxed{} \text{ kg/日} \leq L_0 \boxed{} \text{ kg/日} \text{ (変更前の排水基準(mg/l) } \times Q_0 \text{ (m}^3/\text{日}) \times 10^{-3})$$

規制基準 規制基準適用（施行）の際における汚濁負荷量

別添3

湖沼特定事業場のりん含有量に係る汚濁負荷量の規制基準計算書

(1) 1号式

$$\boxed{} \text{ kg/日} = \boxed{} \times \boxed{}^{\text{(b)}} \text{ m}^3/\text{日} \times 10^{-3}$$

(L) (a) (Q)

(2) 2号式

$$\boxed{} \text{ kg/日} = \left\{ \boxed{} \times \boxed{}^{\text{(b)}} \text{ m}^3/\text{日} \times \left(\boxed{} \text{ m}^3/\text{日} - \boxed{} \text{ m}^3/\text{日} \right) \right. \\ \left. + \boxed{} \text{ mg/l} \times \boxed{} \text{ m}^3/\text{日} \right\} \times 10^{-3}$$

(L) (a) (Q) (Q) (Q₀)

(C) (Q₀)

※ $\boxed{}$ (Q₀) ……施行日直前の届出の最大排水量，将来の変更時にも使用する基本数字です。

$$\text{規制基準 (L)} = \boxed{} \text{ kg/日}$$

注1 1号式か2号式の確認をし，該当する式の番号を○で囲んで下さい。

(規制基準の適用日：平成4年9月1日)

- 2 式の $\boxed{}$ に該当する数字を記入して計算して下さい。
- 3 本用紙は特定施設設置届出書等の添付資料の別紙4に後に挿入して下さい。
- 4 規制基準 (L) と水濁法の届出の汚濁負荷量 (L') の比較

$$\boxed{} \text{ mg/l} \times \boxed{} \text{ m}^3/\text{日} \times 10^{-3} = \boxed{} \text{ kg/日}$$

届出の T-P の汚染 届出の最大排水量 汚濁負荷量

状態の最大濃度

$$L \boxed{} \text{ kg/日} \geq L' \boxed{} \text{ kg/日}$$

規制基準 汚濁負荷量

5 2号式により算出する場合で，規制基準適用（施行）の際，日平均排水量が 500m³ 以上であった事業所が基準適用後に日平均排水量を 500m³ 未満に変更するときは，「規制基準適用（施行）の際における汚濁負荷量 (L₀) 」との比較

$$L \boxed{} \text{ kg/日} \leq L_0 \boxed{} \text{ kg/日} \text{ (変更前の排水基準(mg/l) } \times \text{ Q}_0 \text{ (m}^3/\text{日}) \times 10^{-3})$$

規制基準 規制基準適用（施行）の際における汚濁負荷量

解説

指定地域における湖沼特定施設の新設又は構造等の変更を行う湖沼特定事業場の場合

1 規制項目

化学的酸素要求量（COD），窒素含有量（T-N），りん含有量（T-P）

2 用語

- (1) 湖沼特定施設：水質汚濁防止法における特定施設（含 みなし指定地域特定施設）
(2) 湖沼特定事業場：湖沼特定施設を有する工場・事業場で、日平均排水量が50m³/日以上のも

3 算定式

(1) 化学的酸素要求量（COD）

ア 1号式（規制基準適用日（昭和62年9月1日）以後，新たに設置される湖沼特定事業場）

$$L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$$

イ（（1）以外の湖沼特定事業場で適用の日以後に湖沼特定施設の設置又は構造等の変更を行うもの）

$$L = \{ a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + C \cdot Q_0 \} \times 10^{-3}$$

なお，算定において，L，Q，Q₀，a，b及びCはそれぞれ次の値を表すものとする。

L：排出が許容される最大汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）…（規制基準）

Q：最大排出水の量（単位 1日につき立法メートル）…（変更後）

Q₀：規制基準の適用の際における最大排出水の量

（単位 1日につき立法メートル）…（変更前）

a：10.8

b：0.98

C：排水水に適用される水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量に係る排水基準

（日間平均値，単位 1リットルにつきミリグラム）…（変更後）

(2) 窒素含有量（T-N），りん含有量（T-P）

ア 1号式（規制基準適用日以後，新たに設置される湖沼特定事業場）

$$L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$$

イ（（1）以外の湖沼特定事業場で適用の日以後に湖沼特定施設の設置又は構造等の変更を行うもの）

$$L = \{ a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + C \cdot Q_0 \} \times 10^{-3}$$

なお，算定において，L，Q，Q₀，a，b及びCはそれぞれ次の値を表すものとする。

L：排出が許容される最大汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）…（規制基準）

Q：最大排出水の量（単位 1日につき立法メートル）…（変更後）

Q₀ : 規制基準の適用の際における最大排出水の量

(単位 1日につき立法メートル) … (変更前)

C : 排出水に適用される水質汚濁防止法に基づく窒素含有量及びりん含有量に係る排水基準 (最大値 (し尿処理施設及びし尿浄化槽にあつては日間平均値))

(単位 1リットルにつきミリグラム) … (変更後)

a 及び b :

区 分		日平均排出水の量 (立法メートル)	a 値		b 値
			窒素	りん	
製 造 業	食料品製造業	50 以上 500 未満	17.7	1.77	0.96
		500 以上	10.8	1.08	0.98
	金属製品製造業	50 以上 500 未満	17.7	1.18	0.96
		500 以上	10.8	0.54	0.98
	上記以外の製造業	50 以上 500 未満	11.8	0.59	0.96
		500 以上	8.69	0.54	0.98
そ の 他 の 業 種 等	畜産農業	50 以上 500 未満	17.7	2.36	0.96
		500 以上	10.8	1.08	0.98
	し尿処理施設 (し尿浄化槽を除く)	50 以上	10.8	1.08	0.98
	上記以外の事業場	50 以上 500 未満	17.7	2.36	0.96
		500 以上	10.8	1.08	0.98
	し尿浄化槽		50 以上	16.3	2.17